（私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出）

第七条　私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一～六　［同上］

2～7　［同上］

附　則

1・2　［同上］

3　令和八年度に令和十三年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。

4　［同上］

（私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出）

第七条　私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の五月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一～六　［略］

2～7　［略］

附　則

1・2　［略］

3　令和八年度に令和十三年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の五月一日から同月三十一日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。

4　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、令和十年度における大学の設置等に係る認可の申請から適用する。

（経過措置）

2　令和九年度における大学の設置等に係る認可の申請（第二条第一項の規定による申請を除く。）は、なお従前の例による。

○農林水産省令第十五号

漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）及び漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百四十六号）の施行に伴い、並びに漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）及び漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　漁業共済組合等の組織及び監督（第一条―第十八条）	第一章　漁業共済組合等の組織及び監督（第一条―第十八条）
第二章　漁業共済組合の漁業共済事業	第二章　漁業共済組合の漁業共済事業
第一節　通則（第十九条―第四十三条の四）	第一節　通則（第十九条―第四十三条）